

【第4版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法 第4版』訂正表

2022年5月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
95頁	033の解説 3行目	会社施規63条7号へ	会社施規63条7号 チ
123頁	125の解説 5行目	416条4項12号	416条4項13号
135頁	163の解説 4行目	最判昭35. 4. 14	大判明41. 10. 12
137頁	171の解説 2行目	361条1項3号	361条1項6号
180頁	023の問題 過去類題	予H29-23-ウ	予H29-23-3
182頁	031の問題 過去類題	H24-46-オ	H24-46-工
196頁	002の問題 過去類題	予H29-24-ア	予H27-24-ア
219頁	029の解説 2行目	805条2項	805条
248頁	073の問題 過去類題	H19-50-工	H19-51-工
298頁	021の問題 過去類題	H23-54-3	H23-54-4
309頁	049の解説 1行目	最判昭33. 10. 24	最判昭31. 2. 7[手形小切手百選53事件]

【第3版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法 I 第3版』訂正表

2021年5月1日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
もくじ8頁	9行目	第4節 完全猶予・更新	第4節 完成猶予・更新
15頁	030の解説文 3行目	成人年齢	成年年齢
23頁	056の解説文 6行目	成人年齢	成年年齢
37頁	014の解答	○	×
86頁	001の問題文 1行目	不法行為による損害賠償請求権	不法行為による損害賠償請求権(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権を除く)
98頁	040の問題文 3行目	消滅時効の完成猶予事由	消滅時効の完成猶予事由
98頁	043の問題文 3行目、解説文 2行目	その障害消滅時から2週間を経過するまで	その障害消滅時から3か月を経過するまで
99頁	039の解答	○	×
99頁	039の解説文 2~4行目	催告は6か月以内に裁判上の請求等をしなければ、時効の完成猶予の効力を生じないから(150条1項)、催告の事実のほかに裁判上の請求等をしたことを主張立証する必要がある。	催告は、その時から6か月間時効の完成猶予する効力を有するから(150条1項)、催告の事実を主張立証すれば足りる。
101頁	049の解説文 4行目	時効中断	時効更新
118頁	024の問題文 3行目	登記の抹消を求めることができる	登記の抹消の協力を求めることができる
134頁	073の問題文 1行目	無効となった	取り消された
135頁	073の解説文 2行目	売買契約が無効なため	売買契約が取り消されたため
171頁	008の解説文 2行目	賃料の減額等請求権に関する	賃料の減額等に関する
178頁	002の問題文 1行目	金銭消費貸借契約	書面によらない金銭消費貸借契約
179頁	004の解説文 3行目	不当利得返還債務	不当利得返還債務(現原状回復義務)
207頁	005の解説文 2行目・3行目	所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させる契約をすることができない	所有権を取得させたり、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させたりすることを、約をすることができない
212頁	023の問題文 1行目	指名債権	債権
213頁	023の解説文 1行目	指名債権	指名債権(現債権)
241頁	008の解説文 4行目	なお、2022年4月以降は改正によりこの条が削除されるため本題は	削除
260頁	005の問題文 4行目	民法第722条	民法第772条
261頁	005の解説文 3行目	722条による嫡出の推定	772条による嫡出の推定
271頁	039の解答	○	×
301頁	001の解説文 7行目	Eが代襲相続	Iが代襲相続
348頁	001の問題文 2行目	遺留分減殺請求権	遺留分侵害額請求権

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法 II 第3版』訂正表

2022年9月3日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
5頁	008解説文 1行目	(最判昭30. 11. 18)	(最判昭30. 10. 18)

5頁	008解説文 2行目	滅失したとき	滅失したとき
9頁	026解説文 2行目	(410条)	(410条 反対解釈)
9頁	027解説文 2行目	甲が消滅して	甲が滅失して
15頁	007解説文 2行目	(民執174条1項)	(民執177条1項本文)
23頁	037解説文 4行目	(413条の2第2項)。そのため、履行遅滞中に債務の履行が不能となった場合、それが不可抗力によるものであったとしても、債務者の帰責事由があるとみなされるため、債務者は、債務不履行責任を免れない。	(413条の2第1項)。ただし、明文の規定はないが、履行遅滞に陥らなくても同様の結果となったときには、履行不能を理由とする損害賠償請求権は、因果関係不存在を理由として否定される。
29頁	057解説文 1行目	「債務者が	「債権者が
32頁	010問題文 3行目	自己への履行の催告	譲渡人への履行の催告
33頁	007解説文 3行目	悪意又は有過失	悪意又は重過失
36頁	025問題文	…BがCに対して債権譲渡通知をしても債権譲渡をCに対抗することはできないが、CがBに債権譲渡を承認したときは債権譲渡をCに対抗することができる。	…CがBに対して債権譲渡通知をしても債権譲渡をBに対抗することはできないが、BがCに債権譲渡を承認したときは債権譲渡をBに対抗することができる。
39頁	027解説文 3行目	現受領者	現受領権者
45頁	050解説文 4行目	…をその理由としている。	…をその理由としている。この判例の趣旨を、605条の2第1項が明文化した。
49頁	002解説文 3行目	(468条1項前段)	(484条1項前段)
57頁	028解説文 1行目	受領権者としての外観を有する者の持参人	受取証書の持参人
63頁	046解説文 5行目	…の場合において、法定代位のときには、任意代位のとときと異なり、代位につき…	…の場合には、代位につき…
63頁	048解説文 4行目	(最判昭6. 4. 7)	(大決昭6. 4. 7)
73頁	081解説文 2行目から3行目	また、供託者は、供託所から受け取った供託受領証書を債権者に交付しなければならない(供託規18条1項参照)。	また、供託者からの請求があった場合には、供託官は供託通知書を被供託者に発送しなければならない(供託規16条1項参照)。
79頁	104解説文 8行目	改正によって「差押前に取得…	改正によって「差押え前に取得…
97頁	042解説文 2行目	(424条の3第2項)	(424条の3第2項1号)
97頁	044解説文 3行目	(424条の5本文)	(424条の5柱書)
99頁	052解説文 2行目, 4行目	(426条の6第1項)	(424条の6第1項)
103頁	061解説文 3行目	反対給付の変換	反対給付の返還
113頁	027解答	○	×
116頁, 117頁	042問題文, 解説文		削除
120頁, 121頁	059問題文, 解説文		削除
123頁	067解説文 4行目	(463条参照)	(462条1項)
127頁	079解説文	× 主たる債務の元本, 主たる債務に対する違約金, 損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、極度額を定めなければ根保証契約の効力が生じないとされるのは、債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務が含まれる根保証契約に限られる(465条の2第	○ 主たる債務の元本, 主たる債務に対する違約金, 損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、極度額を定めなければ根保証契約の効力が生じない(465条の2第1項, 2項)。
131頁	091解説文 4行目	(同条2項)	(同条3項)
142頁	021問題文 1行目	乙の保管している	甲の保管している
145頁	030解説文 最終行	468条2項)。	468条1項)。
148頁	041問題文 4行目	不当利得として	原状回復義務として
149頁	041解説文 3行目	不当利得返還義務(現原状回復義務)が生じ	原状回復義務が生じ
167頁	015解説文 2行目, 3行目	(5条1項) (964条本文)	(5条1項本文) (964条)
173頁	036解説文 5行目	(557条1項ただし書)	(557条1項ただし書 反対解釈)

178頁, 179頁	051問題文 2行目, 解説文 3行目	167条第1項	166条第1項柱書
182頁	065問題文 2行目	反対の意思を表示しなかった事実	第三者の弁済を禁止する旨の意思表示をしなかった事実
183頁	065解説文 2行目	反対の意思表示をしたこと(474条3項)	第三者の弁済を禁止する旨の意思表示をしたこと(474条4項)
191頁	097解説文 3行目	(603条本文)	(603条柱書本文)
201頁	127解説文 5行目	…としている。	…としている(616条の2参照)。
203頁	135解説文 4行目	この判例の趣旨を, 605条の2第4項, 605条の3……	この判例の趣旨を, 605条の3……
203頁	136解説文 3行目	本記述のとおり述べている。	本記述のとおり述べている。この判例の趣旨を, 605条の2第4項が明文化した。
215頁	170解説文 3行目	「仕事の完成」につき	「仕事を完成」したとは
221頁	187解説文 4行目	「委任事務の履行」に含まれる	「委任事務を履行」した場合に含まれる
223頁	201解説文 2行目	(655条)	(655条 反対解釈)
283頁	086解説文 1行目	(最判平33. 3. 13)	(最判平13. 3. 13)

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 行政法 第3版』訂正表
2016年12月20日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
67頁	127の解説文	× 判例(伊方原発訴訟)は, 行政機関が定められている場合……過誤, 欠落があるか審査されるとしている。	○ 判例(伊方原発訴訟)は, 第三者的機関による判断が行政庁の処分に関与している場合, その 第三者機関の判断過程に着目し, 第三者機関が用いた具体的審査基準に不合理な点があり, あるいはその判断の過程に看過しがたい過誤・欠落があり, これに依拠して行政庁の処分がなされた場合にはその処分は違法となる として

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法 第3版』訂正表
2017年2月20日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
17頁	026の解説 2行目	百選6事件	判例シリーズ6事件
33頁	038の解説 4行目	108条2項5号イ・107条2項2号	108条2項5号イ, 107条2項2号
123頁	132の解答	×	○
146頁	209の問題文 1行目	監査等委員会でない	監査等委員でない
147頁	209の解説文 1から2行目	(監査等委員会であるものを除く)の任期は, 原則として1年である。 取締役会設置会社では,	(監査等委員であるものを除く)の任期は, 原則として1年である。 監査等委員会 設置会社では,
	209の解説文 5行目	監査等委員会でない	監査等委員でない
	210の解説文 1行目	監査等委員会である	監査等委員である
149頁	213の解説 3行目	327条1項3号	327条1項4号
223頁	045の解答	×	○

【第2版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 憲法 第2版』訂正表
2016年11月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
98頁、99頁	037 問題文の下から2行目、解説文の下から3行目	議席を過小	議席を過少
100頁	045の問題文(判例変更による修正)	女子のみに再婚禁止期間を定める民法第733条の合憲性が争われた事例の判例の理解からすると, 立法当時に比べて父子関係の立証がはるかに容易になっている現状においては, 立法目的の合理性を肯定することは困難である。 H19-5-エ	憲法14条1項は法の下での平等を定めており, この規定が事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り, 法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであるとする判例の立場からすれば, 夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は, 憲法14条1項に反する

101頁	045の解説文 (判例変更による修正)	判例(最判平7. 12. 5〔百選 I 32 事件〕, 女子再婚禁止期間事件)は, 民法733条の立法趣旨は, 父性の推定の重複を回避し, 父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解されると述べているのであり, 現状においても, 父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐという立法目的の合理性を肯定することは困難ではない。	判例(最大判平成27年12月16日)は, 夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は, 夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており, 夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の協議に委ねているのであって, その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく, 本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけでない などとして, 憲法14条1項に違反するものではないとしている。
------	------------------------	---	--

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法 I 第2版』訂正表

2017年4月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
61頁	076の解説文 2行目	545条1項ただし書	545条1項本文
108頁	065の問題文 2行目	Bが当該代金債務を承認	Bが 時効の完成を知って 当該代金債務を承認
109頁	065の解説文 5行目	また, 時効の中断の効果は相対効 であることから(148条), 主債務者が債務の承認をした場合でも‘物上保証人は時効を援用することができる’としている。	また, 本問では, 時効期間経過後に主債務者が 時効の完成を知って 債務を承認しているため, これは 時効の利益の放棄 にあたる。そして, 判例上, 時効の利益の放棄は相対的 で, 物上保証人に影響を及ぼさないとされている(最判昭42. 10. 27)。援用権者それぞれの意思を尊重する観点から, 通説も同様の見解をとる。
168頁	031の問題文 1行目	前記030の事案において	Aが3分の2, B, が3分の1の持分で甲土地を共有している場合
190頁	017の問題文 4行目	第三者がその占有を取得した	第三者がその 所有権 を取得した
191頁	016の解説文 1行目	雨具	雨戸
252頁	011の問題文 (法改正による修正)	女は, 前婚の解消又は取消しの日から6か月経過後でなければ, 再婚することはできないが, 前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には, その出産の日から, 再婚することができる。	女は, 前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ, 再婚をすることができないが, 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合や, 前婚の解消又は取消しの後に出産した場合はその限りでない。
253頁	011の解説文 (法改正による修正)	女は, 前婚の解消又は取消しの日から6か月 を経過した後でなければ, 再婚をすることができない(733条1項)。もっとも, 女性が前婚の解消又は取消しの前から 懐胎 していた場合には‘ その出産の日から , 733条1項の適用はない(同条2	女は, 前婚の解消又は取消しの日から起算して 100日を経過した後 でなければ, 再婚をすることができない(733条1項)。もっとも, ① 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合 , ② 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合 には, 上記の再婚禁止期間の規定は適用さ
255頁	021の解説文 2行目	774条1項本文	744条1項本文

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法 II 第2版』訂正表

2016年11月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
7頁	013の解説 2行目	本記述 では , XY間に, 利息を付する旨の特約がない ので , 利息は発生しない。	本記述 における XY間に, 利息を付する旨の特約がない 場合には , 利息は発生しない。
23頁	048の解説 1-2行目	債務不履行の時点でどのような損害が生じるか予測できた以上,	債務者が債務不履行の時点で, どのような損害が生じるかを 予測できた以上,
74頁	089の問題文 (判例変更による修正)	相殺をするためには, 自働債権は弁済期にあることが必要であるが, 必ずしも受働債権は弁済期にあることは必要でない 。	相殺をするためには, 自働債権は弁済期にあることが必要であるが, 受働債権については債務者がいつでも期限の利益を放棄することができる ことから, 弁済期が 現実に到来している必要はない 。

75頁	089の解説文 (判例変更による修正)	○ 相殺をするには、自働債権は弁済期にあることが必要である(505条1項本文)。他方、受働債権は弁済期にあることは必要でない。なぜなら、債務者は期限の利益を放棄することができるからである(136条2項)。	× 相殺をするには、双方の債務が弁済期にあることが必要である(505条1項本文)。もっとも、受働債権については、債務者がいつでも期限の利益を放棄して弁済期を到来させることができるから、弁済期にあることは必要ではないと考えられてきた。しかし、近時の判例(最判平25.2.28)は、受働債権についても、期限の利益の放棄または喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要するとした。
98頁	039の問題文 2行目	行為後に資力が回復	行為後に債務者の資力が回復
275頁	040の解説 1-2行目	不法行為により死亡した被害者は慰謝料請求権を取得し、	不法行為の被害者は慰謝料請求権を取得し、

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 刑法 第2版』訂正表

2017年5月4日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
97頁	009の解説文 下から2行目	甲には 獵銃 違反の罪が 成立する 。	甲には 狩猟法 違反の罪は 成立しない 。
111頁	031の解説文 1行目	甲は2発撃つ	甲は 1 発撃つ
140頁	005の問題文 下から2行目	甲には窃盗罪の教唆犯	甲には 殺人罪 の教唆犯
141頁	005の解説文 下から2行目	窃盗罪の教唆犯	殺人罪 の教唆犯
405頁	101の解説文 3行目	必要でない。	必要でない としている 。

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法 第2版』訂正表

2012年11月6日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
132頁	173のランク	無表記	A
133頁	173の解答	無表記	×

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 行政法 第2版』訂正表

2016年12月20日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
35頁	031の解説文	× 判例(最判平4.10.29[判例シリーズ22事件])は、行政機関が定められている場合……過誤、欠落があるか審査されるとしている。	○ 判例(伊方原発訴訟)は、第三者的機関による判断が行政庁の処分に関与している場合、その 第三者機関の判断過程に着目し、第三者機関が用いた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいはその判断の過程に看過しがたい過誤・欠落があり、これに依拠して行政庁の処分がなされた場合にはその処分は違法 となるとして

【初版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 憲法』訂正表

2012年11月6日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
241頁	018の解答	×	○
385頁	024の解答	×	○

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 行政法』訂正表

2012年02月16日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
31頁	018の解説文	…選択裁量とは、…免職、 定職 、減給…	…免職、 停職 、減給…
51頁	037の解説文	[判例シリーズ 132事件]	[百選 132事件]
133頁	080の解説文	(行政情報公開 26 条)	(行政情報公開 25 条)
135頁	086の解説文	…同法 26 条…	…同法 25 条…

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法Ⅱ』訂正表

2011年12月22日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
264頁	014の解答	○	×

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法』訂正表

2012年2月4日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
133頁	146の解説文	(396条3項)	(371条3項)
193頁	005の解答	(無記載)	○
208頁	012の問題文	延長	延期
209頁	012の解説文	延長	延期
305頁	023の解説文	制限行為能力者の…負担すること はない(物的抗弁)。*試験対策講 座(商・手)6章4節1【2】(2)。弥永 (手形・小切手)66頁。田邊62頁	手形法においては、制限行為能力者に関 する特則が存在しない。また、制限行為能 力者保護の要請は手形行為においても変 わらない。よって、民法の一般原則が適用 される。したがって、制限行為能力者の 行った手形行為は取り消すことができる。 *試験対策講座(商・手)6章4節1【2】 (1)(b)。弥永(手形・小切手)65頁。田邊62

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民事訴訟法』訂正表

2012年6月27日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
99頁	044の解説文	債権者代位訴訟において、被担保 債権(本記述における…	債権者代位訴訟において、被保全債権(本 記述…
121頁	121の解説文	判例(最…[判例シリーズ65事件]) は…	判例(最…[百選65事件])は…
198頁	112の問題文	Yの主張を真実と…	Xの主張を真実と…
280頁	034の問題文	控訴をすることができ	控訴をすることができる。
293頁	070の解説文	判例(最…[百選A36事件])は…	判例(最…[百選A36①事件])は…
319頁	042の解説文	破棄することができるが	破棄することができるが(325条2項, 裁量 的破棄), 必ずしなければならないわけ ではない。*試験対策講座16章3節3。伊藤 676頁。講義案343頁。

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 刑法』訂正表

2011年11月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
73頁	014の解答	○	×
73頁	015の解答	×	○
155頁	024の解説文	×	○

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 刑事訴訟法』訂正表

2012年6月27日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
97頁	269の解説文	判例(最…[百選A14事件])は…	判例(最…[百選A16事件])は…
101頁	285の解説文	被告人は包括的な…	被疑者は包括的な…
115頁	051の解説番号	051	041
115頁	051の解説	…書面審理で被告人に裁判が下 される…	…書面審理で被告人に裁判が言い渡され る…
146頁	二つ目の031の問題番 号	031	032
215頁	141の解説文	…前記答弁のみをもって, 被告人 が書面を証拠…	…前記答弁のみをもって, 被告人が書証 を証拠…
229頁	030の解説文	…無効であるとき(刑訴338条1項 4号)と…	…無効であるとき(刑訴338条4号)と…
280頁	023のランク	C	A
281頁	023の解説文	* 田口201頁。	* 試験対策講座6章2節[2][1]。田口201 頁。